

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月21日

横浜市契約事務受任者
国際局長 橋本 徹

1 契約の概要

姉妹都市であるウクライナ国オデーサ市からの要請を受け、ロシアの侵略により水道施設が停止した場合でも市民への飲用水の供給を継続できるよう支援するため、横浜市からオデーサ市へ供与する移動式浄水装置等を購入したものを。

2 履行（納品）場所

株式会社サンリツ成田第二事業所（千葉県成田市十余三 37 番地）

3 契約日

令和4年6月6日

4 履行日又は履行期間

令和4年6月24日

5 契約金額

3,543,540円

6 契約の相手方（名称及び所在）

日本ベーシック株式会社 代表取締役 勝浦 雄一
川崎市中原区上小田中 2-42-3-301

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本年2月24日にロシアがウクライナへの侵略を開始して以降、オデーサ市は上水道システムがロシアの攻撃によって機能停止に陥る甚大なリスクに直面しています。

こうした状況下、オデーサ市は上水道システムが攻撃を受けた場合でも市民の生命を守るため、最低限の水供給を継続できるように移動式浄水装置を備えておきたいとして、本市に対して信頼性の高い日本製の移動式浄水装置の緊急支援を要請しました。また、在日ウクライナ大使館からもオデーサ市からの緊急支援要請に応じて欲しいとの要請が本市へ寄せられました。

以上のとおり、オデーサ市は差し迫った脅威に直面していて、緊急に移動式浄水装置を調達し、オデーサ市へ一刻も早く届ける必要があったため随意契約を締結しまし

た。

8 契約の相手方の選定理由

移動式浄水装置は受注生産が基本であり、通常、受注後納品までに2～6か月を要しますが、早急な支援が求められることから在庫分などにより短期に納品が可能な事業者を選定しました。

9 所管課

国際局国際協力課